

桐生市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業者の指定に関する要綱

(平成28年4月1日施行)

改正 平成29年7月1日 平成29年11月1日

平成31年3月1日 令和3年4月1日

令和5年4月1日 令和6年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)及び介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業者の指定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 法第115条の45の5第1項の規定による申請は、桐生市介護予防・日常生活支援総合事業指定第1号事業者指定申請書(様式第1号)により行うものとする。

(指定の更新)

第3条 法第115条の45の6第4項の規定により準用する法第115条の45の5第1項の規定による申請は、桐生市介護予防・日常生活支援総合事業指定第1号事業者指定更新申請書(様式第2号)により行うものとする。

(指定事業者の指定)

第4条 市長は、前2条の申請があった場合は、法第115条の45の5第2項の規定に基づき、指定の適否を審査し、指定することを決定したときは、当該申請をした者に事業者指定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

2 省令第140条の63の7の規定による指定第1号事業者の指定の有効期間は、6年とする。

(指定の拒否)

第5条 前条に規定する指定事業者の指定は、当該事業者を指定することにより、桐生市介護保険事業計画に定める地域支援事業に係る計画量を超過する場合又は市における地域支援事業の円滑かつ適切な実施に際し支障が生じると認められる場合においては、これを行わないことができる。

(変更の届出等)

第6条 指定の申請事項に変更が生じたとき、又は休止した事業を再開したときは、10日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

2 指定の申請事項の変更に係るものにあつては変更届出書(様式第4号)により、事業の廃止、休止に係るものにあつては廃止・休止届出書(様式第5号)により、再開に係るものにあつては再開届出書(様式第5号の2)により行うものとする。

(指定事業者の指定廃止)

第7条 市長は、前条に係る事業の廃止の申請があった場合は、当該申請をした者に事業者指定廃止通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(添付書類)

第8条 第2条、第3条及び第6条に規定する申請書又は届出書には、省令に定めるもののほか、桐生市が別に定める書類を添付するものとする。

(事業者情報の提供)

第9条 市長は、第2条から前条までの各規定による指定又は届出の受理(以下この条において「指定」という。)をしたときは、当該指定に係る事業者に関する情報のうち、次に掲げる事項を群馬県、国民健康保険団体連合会その他の機関にこれを提供することができる。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 当該事業所の指定の申請者及び当該者の主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所
- (3) 指定(更新又は変更を含む。)、廃止、休止又は再開の年月日
- (4) 事業開始年月日
- (5) 運営規程
- (6) 介護保険事業者番号
- (7) その他市長が適当と認める事項

(事業者情報の公示)

第10条 市長は、第2条、第3条に係る事業の申請及び第6条に係る事業の廃止の届出の受理(以下この条において「指定」という。)をしたときは、当該指定に係る事業者に関する情報のうち、次に掲げる事項を公示する。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 当該事業所の指定の申請者及び当該者の主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所
- (3) 指定(更新を含む。)又は廃止の年月日
- (4) 介護保険事業者番号
- (5) サービスの種類
- (6) その他市長が適当と認める事項

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業者の指定等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成 29 年 7 月 1 日)

この要綱は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 11 月 1 日)

1 この要綱は、平成 29 年 11 月 1 日から施行する。

経過措置

2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の要綱に基づき指定を受けているものについては、当該指定はこの要綱により指定されたものとみなす。

附 則(平成 31 年 3 月 1 日)

この要綱は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 4 月 1 日)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 4 月 1 日)

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年 4 月 1 日)

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号(第 2 条関係)

介護予防・日常生活支援総合事業指定第 1 号事業者指定申請書
[別紙参照]

様式第 2 号(第 3 条関係)

介護予防・日常生活支援総合事業指定第 1 号事業者指定更新申請書
[別紙参照]

様式第 3 号(第 4 条関係)

事業指定通知書
[別紙参照]

様式第 4 号(第 6 条関係)

変更届出書
[別紙参照]

様式第 5 号(第 6 条関係)

廃止・休止届出書

[別紙参照]

様式第 5 号の 2(第 6 条関係)

再開届出書

[別紙参照]

様式第 6 号(第 7 条関係)

事業者指定廃止通知書

[別紙参照]